

野田市母子家庭の母等の就業及び自立の支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年6月27日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第209号

野田市母子家庭の母等の就業及び自立の支援事業実施要綱の一部を
改正する告示

野田市母子家庭の母等の就業及び自立の支援事業実施要綱（平成21年野田市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「又は」を「、」に、「者をいう。）」を「寡婦をいう。）
又は児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、離婚前後親支援モデル事業
の実施について（令和元年6月26日子発0626第2号厚生労働省子ども家
庭局長通知）に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支
援が必要なもの」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。